

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ（以下「キャラクター等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、阪南市（以下「市」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ阪南市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体等が実施する事業で利用する場合
- (2) 阪南市商工会が市内商工業の発展のために利用する場合
- (3) 市政に参画している団体が利用する場合
- (4) 報道機関が報道目的に利用する場合
- (5) その他市長が適当と認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者は、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の承認)

第4条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が市の特産品や市のPRに寄与すると認めるときは、2年を超えない期間において、利用の承認（以下「利用承認」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクター等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定によりキャラクター等の利用を承認したときは阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用承認書（様式第2号）

により、利用を不承認としたときは阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用不承認書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（利用承認の制限）

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
- (7) キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (10) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないとして認められる場合
- (11) その他市長が適切でないと判断する場合

（利用料）

第6条 キャラクター等の利用料については、無料とする。

（利用上の順守事項）

第7条 第4条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) キャラクター等を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、著作権表示（©阪南市 又は ©HANNAN CITY）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(承認内容の変更等)

第8条 利用者が利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認したときは阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更承認書(様式第5号)により、変更を不承認としたときは阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更不承認書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(承認の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用承認(前条の追加又は変更の承認があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用承認が取り消された場合、承認取消の日からキャラクター等を利用することができないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用承認取消書(様式第7号)により、キャラクター等の利用承認を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による利用承認の取り消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 市長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要綱による利用承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 利用者は、キャラクター等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、キャラクター等の利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、キャラクター等の利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の利用承認の状況について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用申請書

年 月 日

阪南市長 様

住所・所在地

商号・名称

(代表者) 氏名

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴを利用したいので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第3条第2項の規定に基づき申請します。

記

■利用目的・内容 (利用場所・利用回数 ・サイズ・数量など を詳しく記載)	(名称)
	(利用目的・内容)
	(数量等)
■利用期間	年 月 日から 年 月 日
■連絡先	担当者名 : TEL : FAX : E-MAIL :

- 添付書類** ①利用する物件の見本（添付できない場合は写真等）
②企業、団体等の概要がわかる書類（チラシ等）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用承認書

第 号
年 月 日

様

阪南市長

年 月 日付けで申請のあった阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用について、下記の通り承認しましたので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

記

■利用目的・内容	(名称)
	(利用目的・内容)
	(数量等)
■利用期間	年 月 日から 年 月 日
■承認番号	承認 第 号
■備考 (利用条件等)	

※阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱に基づいて利用してください。

様式第3号（第4条関係）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用不承認書

第 号
年 月 日

様

阪南市長

年 月 日付けで申請のあった阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第4条第2項に基づき通知します。

記

（理由）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更申請書

年 月 日

阪南市長 様

住所・所在地
商号・名称
(代表者) 氏名

年 月 日付け承認第 号にて承認を受けた阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用について、次の通り内容を変更したいので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
■変更箇所 (名称・デザイン・ 利用場所・利用回数 ・サイズ・数量など を詳しく記載)		
■変更理由		
■連絡先	担当者名 : TEL : FAX : E-MAIL :	

■添付書類 利用する物件の見本（添付できない場合は写真等）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更承認書

第 号
年 月 日

様

阪南市長

年 月 日付けで申請のあった阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用変更について、下記の通り承認しましたので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
■変更箇所		
■承認番号	承認 第 号	
■備 考 (利用条件等)		

※本承認に基づく利用期間は、当初利用期間の残存期間となります。

※阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱に基づいて利用してください。

様式第6号（第8条関係）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更不承認書

第 号
年 月 日

様

阪南市長

年 月 日付けで申請のあった阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用変更に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第8条第2項に基づき通知します。

記

（理由）

様式第7号（第9条関係）

阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴ利用承認取消書

第 号
年 月 日

様

阪南市長

年 月 日付け承認第 号で承認した阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用については、次の理由により利用承認を取り消したので、阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴの利用に関する要綱第9条第2項に基づき通知します。なお、この承認取消通知の日以降、承認を受けた阪南市イメージキャラクターはなてい及びはなていロゴを用いた物品等は利用できません。

（理 由）